

〇〇地域森づくり会議規約

(目的)

第1条 この会議は、〇〇地域の林業の振興と林業経営の改善を図るとともに、豊田市森づくり条例に基づく100年の森づくり構想及び森づくり基本計画における森林施策の推進と、森林の多面的機能の維持増進に努め、健全な人工林の育成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議は、「〇〇地域森づくり会議」とする。

(地域)

第3条 この会議の地域は、豊田市〇〇町の区域とする。

(会議の事務所)

第4条 この会議の事務所は、代表自宅に置く。

(事業)

第5条 この会議は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 健全かつ円滑な地域森林の整備及び管理を推進するための地域森づくり計画の樹立に関すること。
- (2) 豊田市100年の森づくり構想に基づく、森林区分による森林整備の推進と事業実施に関すること。
- (3) 効率的な森林整備と、生産経費の軽減を図るための事業地の集団化及び林業用路網等の整備に関すること。
- (4) その他第1条の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成員の資格)

第6条 この会議の構成員の資格を有するものは、〇〇地域内の森林において所有権又はその他の使用収益権を有するもの及び、地域内に居住する者若しくは、この会議の主旨に賛同し構成員となるものが相当と認められる者とする。

(会議への加入脱退)

第7条 この会議への加入及び脱退は、構成員の意思で決定し、代表へ届け出ることによって効力を生じる。

(会議の役員)

第8条 この会議の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

必要に応じて置くことができる。

- 2 代表は、この会議を代表し、会務を処理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 庶務は、代表の指示により会議の庶務を担当する。
- 5 会計は、この会議の会計を処理する。

6 第1項に規定する監事を除く役員により役員会を組織する。

7 監事は、会計会務の執行を監査する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、総会における構成員の互選による。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。ただし補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回する。構成員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会決議事項)

第12条 総会は、構成員の2分の1以上に当たる者が出席して開くものとする。

2 構成員は、総会において各1個の議決権を有し、総会の議事は、構成員総数の議決権の過半数でこれを決するものとする。

(総会議決事項)

第13条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 地域森づくり計画

(6) その他会議の運営に必要な事項

(団地会議)

第14条 この会議の業務を円滑に運営するため、地域森づくり計画の範囲毎に団地会議を置くことができる。

2 団地会議は、第5条の事業を行うものとする。

3 団地会議に関する必要な経費は、代表が定める。

(経費)

第15条 この会議の運営に関する経費は、会費及び市交付金等をもってあてる。

(会計報告)

第16条 この会議の運営及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第17条 その他この会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。